

第三次

榛東村子ども読書活動推進計画



令和8年4月

榛東村教育委員会

—目次—

1	計画の策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.	1
	(1) 計画策定の目的	
	(2) 計画の期間	
	(3) 目標	
2	村内の子ども読書活動の現状について・・・・・・・・P.	2
3	計画推進のための取組について・・・・・・・・P.	4
	(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	
	(2) 地域における子どもの読書活動の推進	
	(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
	① 学校における読書活動の推進	
	② 幼稚園・保育園・こども園等における読書活動の推進	
	(4) 関係機関との連携・協力	
	(5) 読書活動におけるバリアフリーの推進	
4	今後の課題について・・・・・・・・・・・・・・・・P.	9
資料編	・・・・・・・・・・・・・・・・P.	10

1 計画の策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

読書活動は知識を深めるだけでなく、言語能力、表現力を高め、また、集中力、想像力を養い、感受性を豊かにし、コミュニケーション能力を高めてくれます。そのため、人生をより豊かに生きる上で欠くことのできない学習活動であり、社会全体で環境整備を積極的に推進していくことが極めて重要です。

近年、デジタル社会の進展や、スマホ育児、家族形態の変化といった、子どもたちや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもの家庭での過ごし方も多様化しています。このことは、子どもの読書環境にも大きな影響を与えており、「読書離れ」「活字離れ」を心配する声も聞かれるようになりました。

国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、県では平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

これらを受けて、榛東村では、子どもたちが視野を広げ、知的好奇心を高め、豊かな想像力を培い、人生をより豊かに生きる力を身に付けることができるよう、平成28年12月に「榛東村子ども読書活動推進計画」を策定しました。

また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、読書環境のバリアフリー化に努めるよう、国及び地方公共団体に求めるようになりました。

そうした中、第二次計画期間が令和8年3月に満了となることから、現在の榛東村の子どもたちの読書活動の状況等を踏まえ、子どもたちやその家族が読書の楽しさに気づけるような読書活動の推進や、子ども読書活動に関わる行政機関や教育機関の取組の推進を目的とし、「第三次榛東村子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

(2) 計画の期間

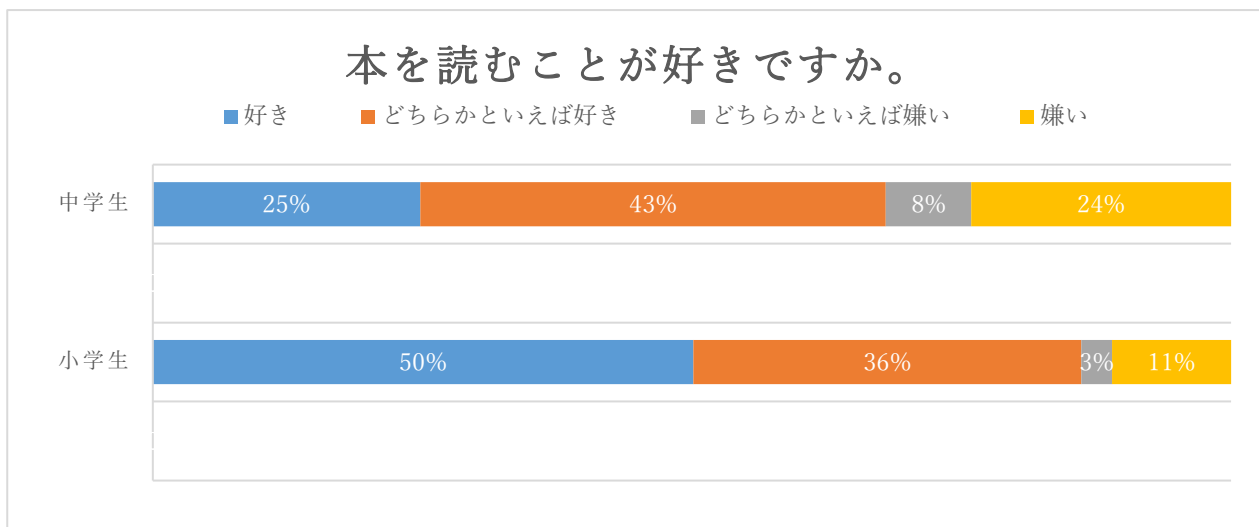
令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

(3) 目標

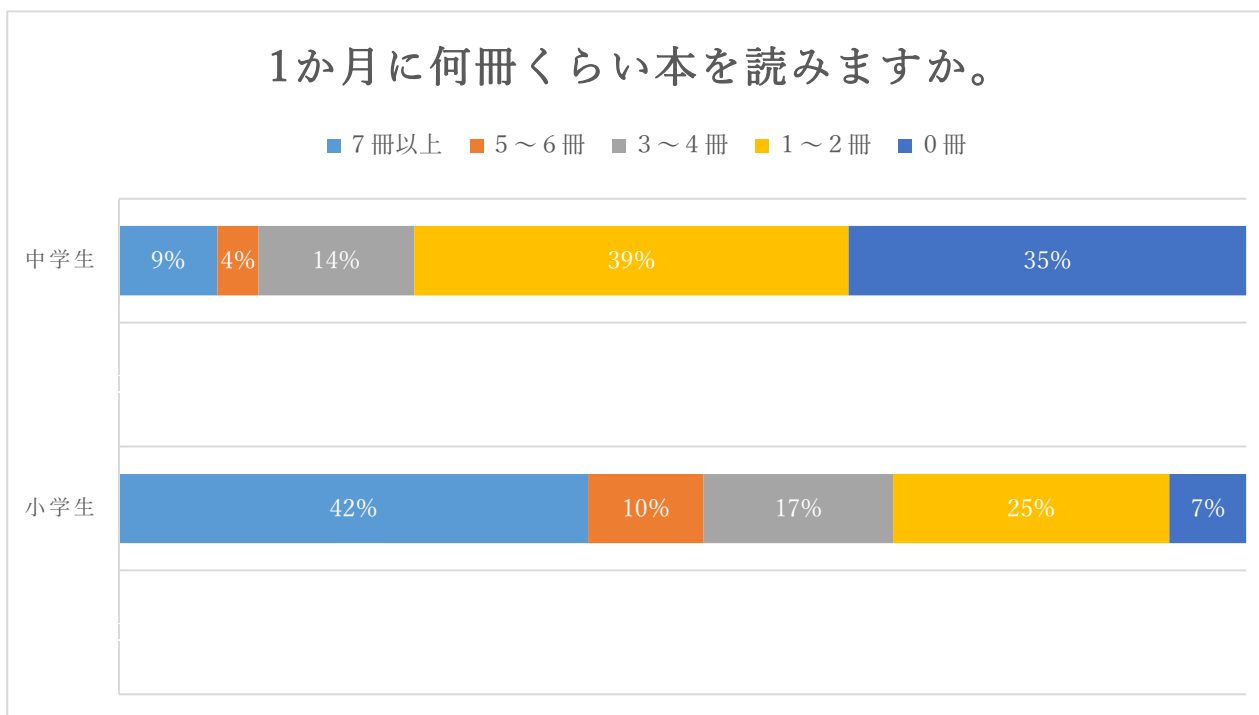
令和12年度時点で、本を読むことが「好き」又は「どちらかといえば好き」と回答した割合が小学生90%以上、中学生75%以上、1ヶ月に1冊も本を読まないと回答した割合が小学生5%以下、中学生30%以下。

2 村内の子ども読書活動の現状について

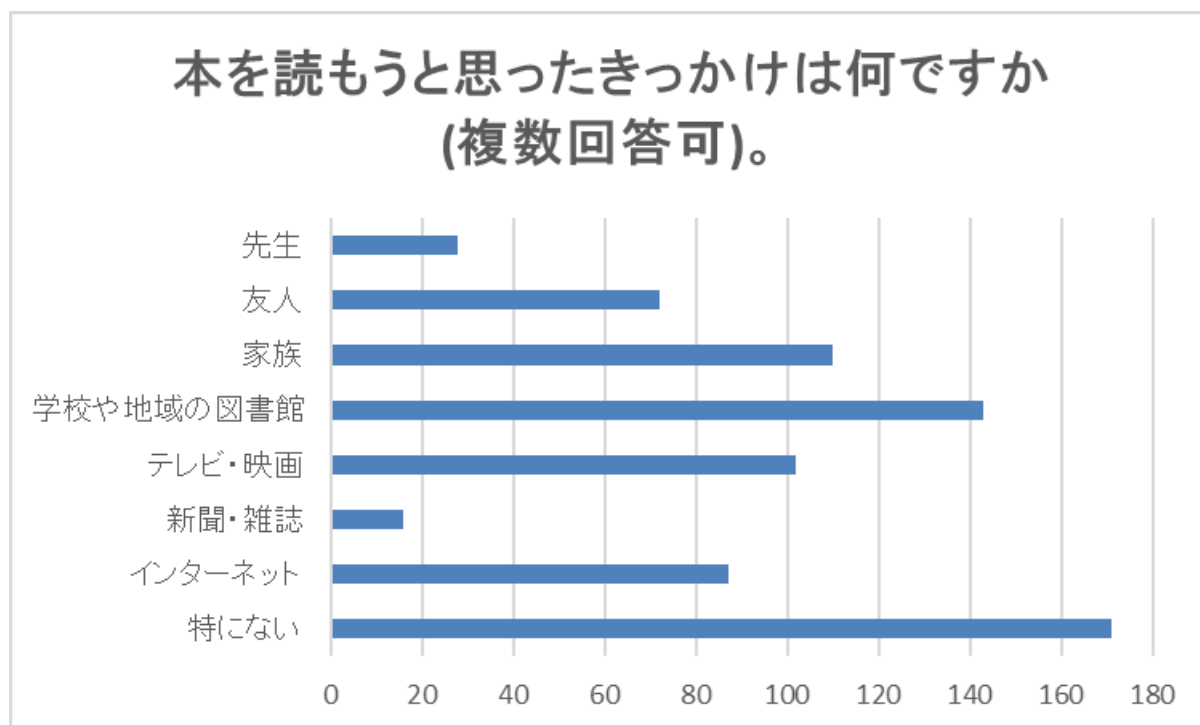
アンケート調査によると、小学生の86%、中学生の68%が読書を「好き」又は「どちらかといえば好き」と回答しています。



1ヶ月間に本を1冊以上読む割合は、小学生93%、中学生65%となっており、このうち、1ヶ月間に読む冊数の割合が最も高いのは、小学生では7冊以上42%、中学生では1～2冊39%です。また、1ヶ月間に1冊も本を読まない不読率の割合は、小学生7%、中学生35%と回答しています。



本を読もうと思ったきっかけは、「特にない(171件)」「学校や地域の図書館(143件)」「家族(110件)」「テレビ・映画(102件)」「友人(72件)」「先生(28件)」の順に多く、身近な存在である学校や家庭から影響を受けることがうかがえます。



3 計画推進のための取組について

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

取組の方向性

- 家族間のコミュニケーション、子どもたちの視野が広がるといった読書の魅力や意義についての理解促進により、読書に親しむ家庭環境づくりを奨励します。
- 多様な本に出会うきっかけづくり、生涯にわたる読書習慣につながるような環境整備を推進します。

現在の取組・効果

- 保健相談センターでは、乳児健診（7か月児）の際、ブックスタート事業（※1）として、読み聞かせ団体「くれよんぽけっと」による絵本の選び方の説明や、絵本を配布する活動を行うことにより、多様な本に出会うきっかけとなっています。

今後の取組

- 南部コミュニティセンター図書室（以下、「南コミ図書室」）の児童向け図書を充実させます。
- ブックスタート事業を継続し、絵本を通して親子のコミュニケーションを深められるようにするとともに、読書の大切さを伝えていきます。
- 親子で読書に親しむ機会（読み聞かせ・各種イベント）を充実させます。
- 村ホームページ・広報・チラシ・ポスター等を用いて、家庭における読書の大切さを啓発していきます。
- 児童館の機能が新公民館に移転したことに伴い、より一層親子で絵本に触れる機会の確保を促進します。
- 群馬県で作成したブックリスト（群馬県立図書館ホームページ参照）の周知や、様々な関係機関から提供される情報を広く活用し、読書機会の確保を促進します。

※1【ブックスタート事業】楽しい子育て時間を過ごせるよう、子どもと優しく語り合うひとときを「絵本」を介して持つことを応援する事業。本村では、乳児健診（7ヶ月児）で絵本をプレゼントしている。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

取組の方向性

- デジタル化等の社会情勢に対応したICTを積極的に活用した図書室の整備を行うことにより、南コミ図書室等における読書活動を推進します。
- 親しみやすい図書室とするために、南コミ図書室の読書環境の整備を推進します。
- 「おはなしアイアイ」や「くれよんぽけっと」といった村内の読み聞かせボランティア団体（以下、「読み聞かせ団体」）の活動支援を行うことにより、読み聞かせや読書活動の重要性を地域から学べる体制整備に努めます。

現在の取組・効果

- 南コミ図書室では、蔵書管理及び雑誌を含めた新刊購入を定期的を実施しており、多様な読書活動のニーズに対応することができています。
- 南コミ図書室では、令和7年度から子どもが対象だった「読書感想画コンクール」に代わり、全年齢対象とした「ぼくの、わたしの好きな本！」を開催しています。自由参加としたことで本の魅力を伝えたいという一般の方の参加が増加しました。
- 読み聞かせ団体が、保健相談センター開催の子育てサロンや、南コミ（和室）での定期的な読み聞かせを実施することで、子育て世代に対して読み聞かせの重要さに気付いてもらう機会となっています。
- 「大人にも読んでほしい絵本」や「季節の本」といった、定期的におすすめ本の紹介コーナーを設置しています。手に取りやすい紹介コーナーの本の貸出しが増加するといった効果があります。
- 「広報しんとう」で新刊図書情報を発信しています。
- 読書週間（10月27日～11月9日）に合わせ、年度によって様々な事業を行い、本に興味を持つきっかけとなっています。
- 南部コミュニティセンターにおいて、「子ども読書の日」（4月23日）のポスターを掲示し、読書活動を奨励しています。

今後の取組

- 様々な理由により読書活動が困難な子どもに対して、点字資料、大活字本（※2）、録音資料（※3）、手話や字幕入り映像資料等の整備に努めます。
- 図書司書を対象とした研修を行い、資質向上を図ります。
- 蔵書の整理を行うとともに、ICTを利用した図書蔵書システム（※4）を構築し、南コミ図書室利用の利便性向上を図ります。また、将来的に村内小中学校図書室と連携し、相互貸出しが行えるよう体制整備に努めます。
- アンケートの実施による、村民視点の読書の推進を図ります。
- 群馬県立図書館との相互貸出し制度、前橋市立図書館利用制度の周知を行います。
- 「子ども読書の日」（4月23日）、「読書週間」（10月27日～11月9日）に合わせたイベントや展示の充実を目指します。
- ホームページ等を活用して、読書や南コミ図書室等の広報及び啓発を推進します。

※2【大活字本】弱視者や高齢者が読みやすいように、文字の大きさや行間を調整し、大きな活字で組み直した本のこと。

※3【録音資料】原本に記載された文字・図表・写真・イラスト等の内容を、忠実・正確に音声化して、カセットテープやCD等に録音したもの。「録音図書」での読書は、視覚障害者に限らず、四肢等の障害により本を持ってない人、読み書き障害（ディスレクシア）や学習障害を持っている人、入院患者等、多くの人々にとって利用が可能。

※4【図書蔵書システム】インターネットで蔵書検索や貸出予約が可能。資料検索も可能となる予定。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

① 学校における読書活動の推進

取組の方向性

- 小学校及び中学校において学習指導要領等に基づく学校図書室の利活用を行えるように、読書環境の充実と適切な支援体制の整備を推進します。

現在の取組・効果

- 朝活動の読書（北小学校においては、毎週月曜日朝の「もものいタイム」）に取り組んでいます。学校図書室で借りた本や持参した本を、静かに読む習慣がついています。
- 地域及び保護者ボランティア、図書委員会児童などが朝活動の時間に読み聞かせに取り組んでいる。読み聞かせを楽しみにしている児童が増える、読み聞かせした本を学校図書室に借りにくる、その後の授業に落ち着いて取り組めるといった効果が見られます。
- 多読賞などの表彰により読書を奨励しています。各校それぞれ内容は異なりますが、「多読賞」「熟読賞」「榛（はしばみ）賞」「もものい賞」といった冊数に応じた賞を受賞できるような工夫をしています。学年が上がるにつれ、関心が薄まるといった課題がある一方、表彰を目標に読書に取り組む児童の増加、さらに上の賞にチャレンジするといった読書に意欲的に取り組む児童が増加しています。
- 学校内掲示版を活用し、新刊本や図書委員のおすすめの本などを紹介しています。これにより、児童が新刊本を借りにくるといった効果が見られます。しかしながら、掲示する場所によっては、目にしてもらえない機会が少ないと行った課題もあります。
- おたより（ライブラリーニュース）の発刊をしています。イベント案内、新入荷本、多読賞の紹介といった情報を定期的に発信しています。
- 学校内や学校図書室内に児童が作成した「おすすめ本カード」や月ごとのテーマに沿った学校図書室の飾り付けなど、おすすめ本コーナーを設置しています。展示の関連本が良く借りられる、おすすめとされていることによって手に取りやすいといった効果が見られます。
- 教職員が群馬県立図書館の研修に参加するなど、図書館資料の具体的な活用法等について研修しています。

今後の取組

- 学校図書の充実を継続します。
- 小中学校への図書館司書の配置を継続します。

② 幼稚園・保育園・こども園等における読書活動の推進

取組の方向性

- 豊かな読書経験の機会を充実していくために、乳幼児期から本に触れ合える機会の提供を推進します。

現在の取組・効果

- 保育者が1日の中で何度も読み聞かせを行っています。物語の世界に入り込むように読み聞かせに集中するなど、本に興味関心を持つことや、言葉の獲得にもつながっている

ます。また、幼稚園では、担任が給食の前や降園の前などに読み聞かせを実施する時間を作っており、読み聞かせを楽しみに降園の準備を早くするといった姿が見られています。

- 読み聞かせ団体が、読み聞かせや、七夕コンサートを実施しています。絵本の楽しさに気づき、読み聞かせや季節の行事を楽しみにする子どもが増加しています。
- 園内におすすめの本のコーナーや新しい本を設置しています。時期にあった絵本に興味を示す、手に取って読むといった姿が見られました。また、子育て支援クラブで季節の本、月齢に合った本、子育ての参考になる本を設置し、センター利用時に本と触れ合える機会を作っています。
- 園外で実施される読み聞かせや絵本の紹介についての研修に職員が参加し、資料作成の上、研修内容を全体に共有するなどの工夫を行っています。

今後の取組

- 教職員向け研修会への積極的な参加について推進します。
- 図書選定や他市町村の取組について、村から園に情報提供できる体制づくりに努めます。
- 保護者に対して、読書の大切さを伝えていきます。

(4) 関係機関との連携・協力

取組の方向性

- 学校等・家庭・地域・関係機関が実施する読書活動の推進に関する取組が円滑に実施されるよう支援するとともに、相互に連携・協力できる支援体制の整備を推進します。

現在の取組・効果

- 地域の読み聞かせ団体・ボランティアと学校等で連携して読み聞かせ等を行っています。
- 中部地区内の図書関係職員の会議に出席し、情報共有等の連携を図っています。

今後の取組

- 研修と情報交換を充実させ、職員同士の協力体制の強化に努めます。
- 図書選定の助言など、関係機関が相互に連携・協力し、子どもの読書活動を引き続き推進していきます。
- 家庭への広報・啓発を実施し保護者の読み聞かせを推進する体制整備に努めます。
- 積極的に読書活動推進に係る情報提供を行い、図書選定や他市町村の取組について情報提供できる体制づくりに努めます。
- ブックリストや読み聞かせのポイントを解説した動画を周知します(群馬県ホームページ <https://www.pref.gunma.jp/site/houdou/642340.html>)

(5) 読書活動におけるバリアフリーの推進

取組の方向性

- 「読書に困難がある者(※4)」の読書活動の機会の確保に努めます。
- ソフト・ハード面でのバリアフリー化を図りアクセシブルな体制整備に努めます。

現在の取組・効果

- 点字や大活字本を蔵書しています。
- 南部コミュニティセンター1階で談話室として利用されていた部屋を図書の貸出しが行えるようレイアウトを変更し、利便性向上を図っています。

今後の取組

- 図書のバリアフリーの推進について、ホームページ等での周知に努めます。
- 村民の読書ニーズの把握に努めます。

※4【読書に困難がある者】視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。また、「読書バリアフリー法」における「視覚障害者等」と同義。具体的には、視覚障害、読字に困難がある発達障害、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害等のある者。

4 今後の課題について

(1) 子どもの発達段階に応じた読書習慣の定着

全国的に小学生・中学生へと年齢が上がるにつれ読書離れの傾向があり、子どもの発達段階に応じた読書習慣の定着に向けて更なる読書活動の推進が求められています。

子どもが1か月に1冊も読書をしない割合（不読率）の全国平均（令和6年度）は、小学生8.5%、中学生23.5%であり、上昇傾向にあります。子どもたちが本や読書に興味関心が持てるよう、引き続き取組を推進する必要があります。

(2) 学校図書室のより一層の活用

学校図書館法(昭和28年法律第185号)では、学校図書館は、「児童又は生徒の健全な教養を育成すること」という役割を担っているとされています。アンケート結果からも本を読むきっかけとなる学校図書室がより身近な存在となることが期待されます。関係機関が実施している取組については、様々な効果があり、継続した実施が不可欠です。

(3) 社会全体で読書活動の推進に取り組むための周知啓発

子どもが本と出会うきっかけづくりとして、読み聞かせやおはなし会などの様々な事業に取り組んできましたが、アンケート結果からも子どもの読書習慣を形成、定着させるうえで保護者や地域の大人たちの存在は極めて重要であるといえます。

社会全体で子どもの読書活動が推進されるよう、子どものみならず、大人に向けても乳幼児期から読書の楽しさを体験することの大切さや読み聞かせの重要性を周知啓発していく必要があります。

(5) 関係機関等との連携

子どもの読書活動を効果的に推進していくためには、ボランティアをはじめ、学校等の教育機関、公民館等の社会教育施設、近隣自治体や国・県等の公共団体が連携体制を築き各事業への相互支援や情報提供などを通じて、より一層の連携を推進する必要があります。

関係法令

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

アンケート調査結果

1 調査目的

榛東村における子ども読書活動の実態を把握し、より実態に即した計画を策定するとともに、読書活動推進の基礎資料とするため。

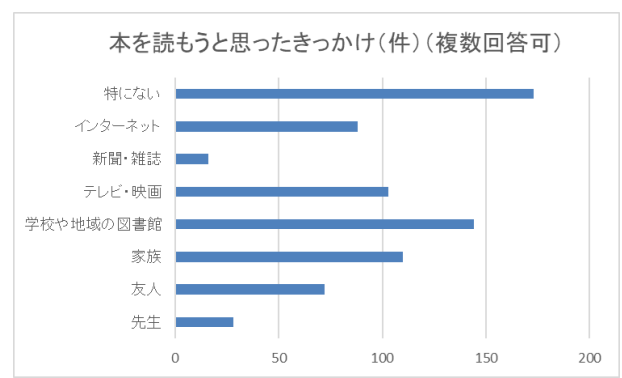
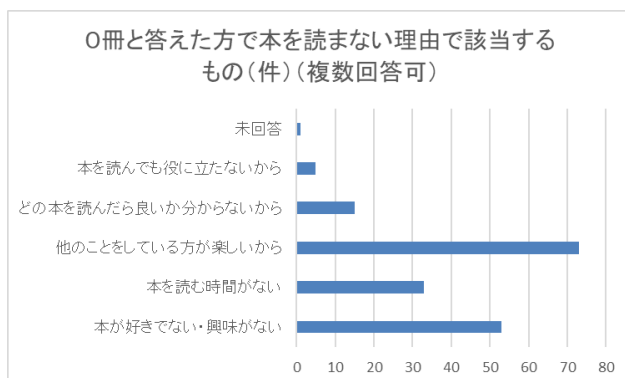
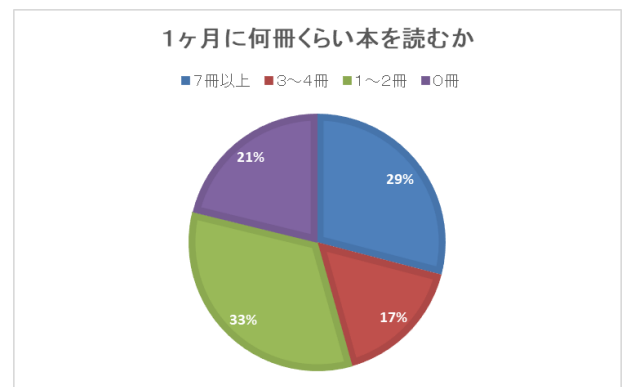
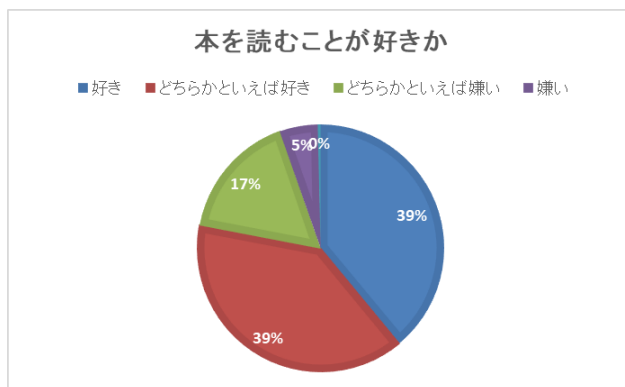
2 調査期間

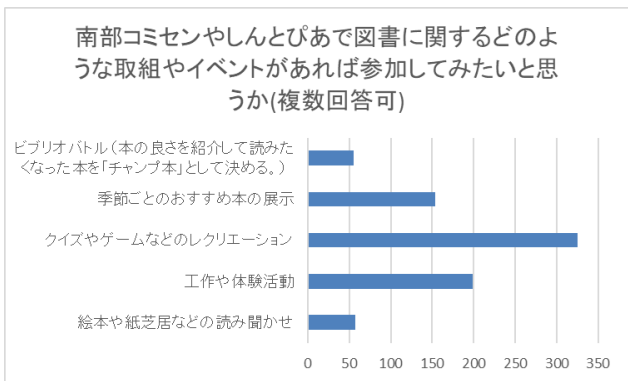
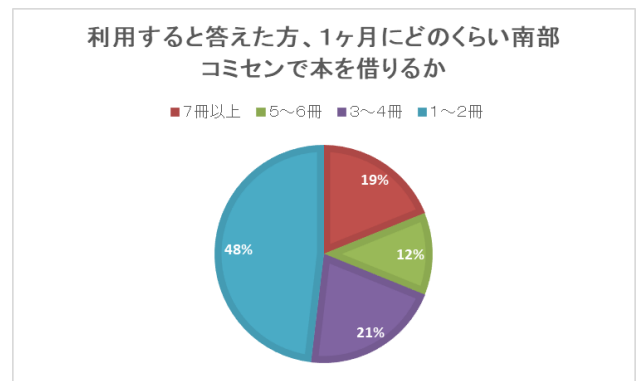
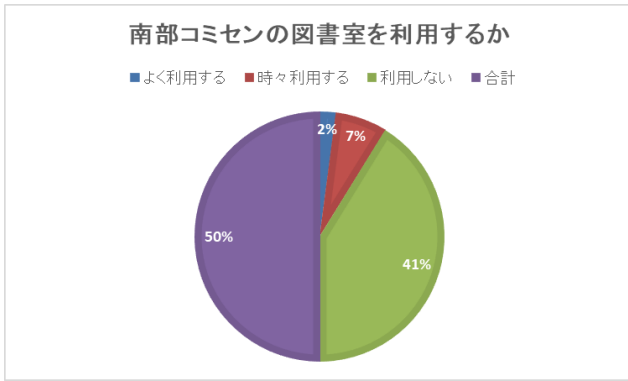
令和7年9月下旬から10月中旬まで

3 調査概要(令和7年4月1日時点)

調査対象者	対象者数(人)	回答数(人)	回答率(%)
未就学児	499	144	28.8
小学生	809	364	44.9
中学生	355	279	78.5

4 調査結果





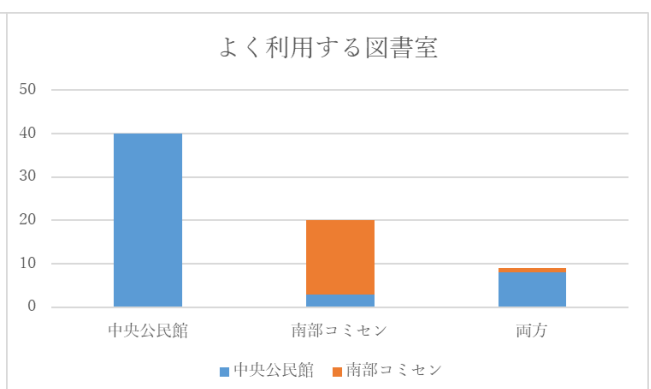
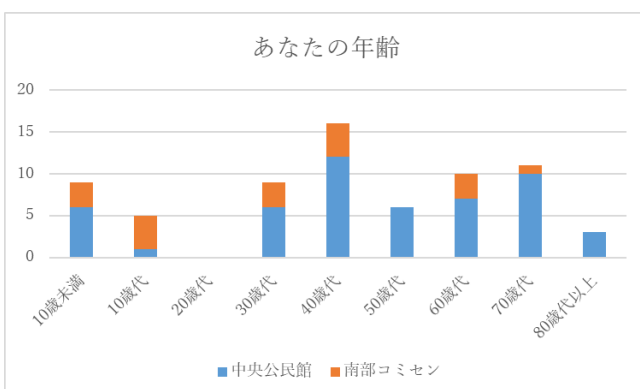
(参考) 令和2年度(第二次計画策定時)実施アンケート集計結果

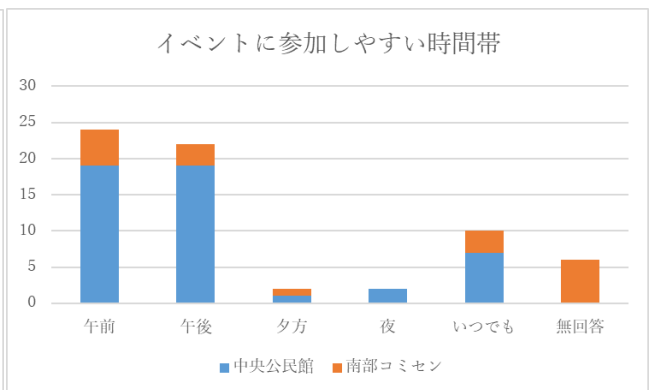
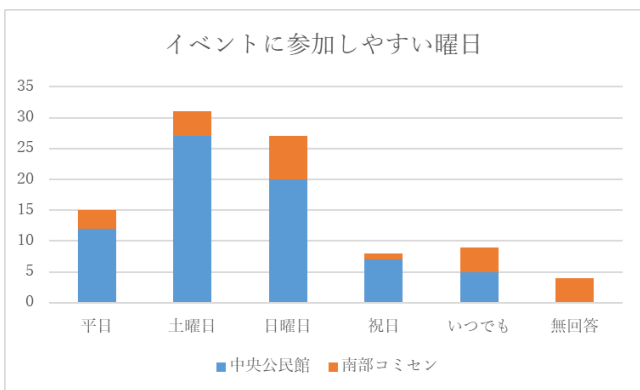
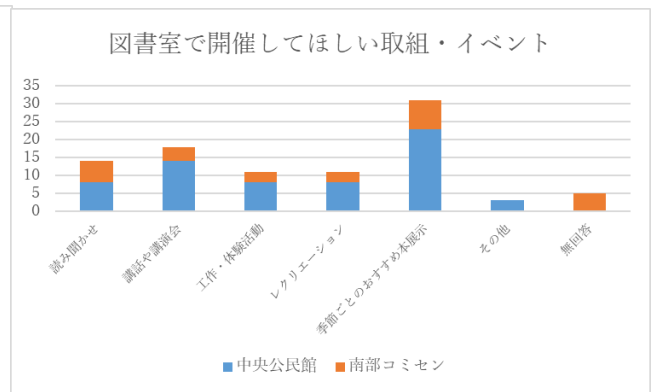
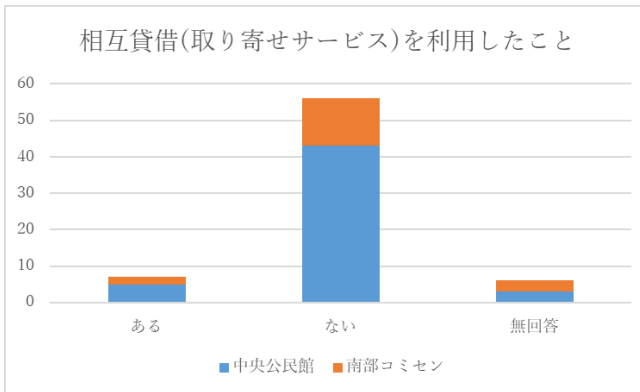
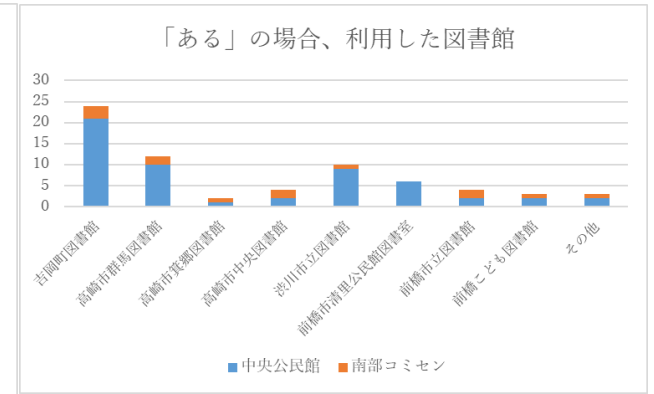
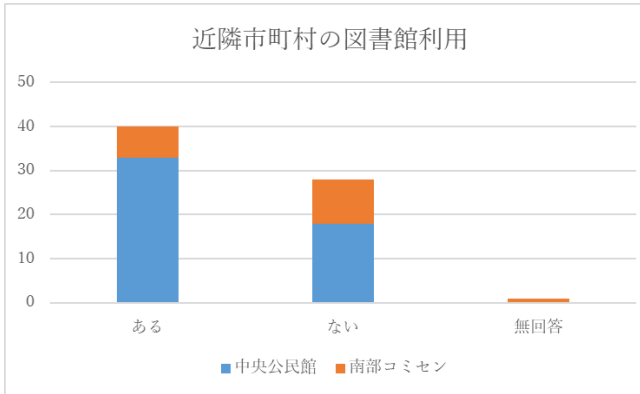
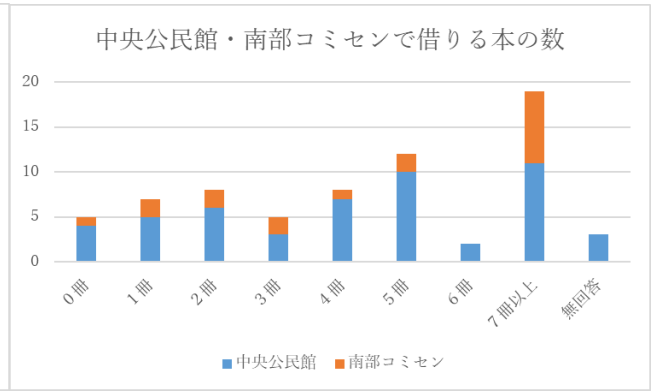
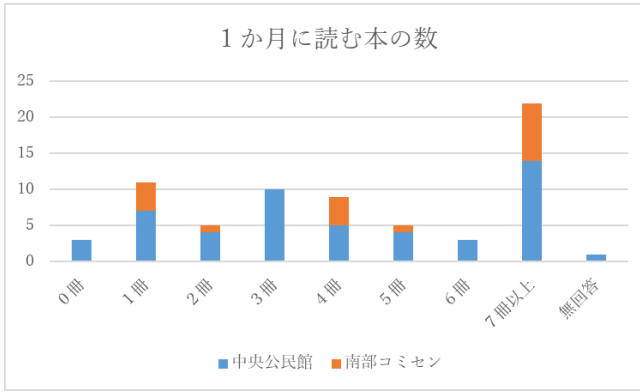
1 調査期間

令和2年10月中旬から11月下旬まで

2 調査概要

回答者69名(内中央公民館51名、南部コミュニティセンター18名)





榛東村子ども読書活動推進計画策定委員会

役 職	所 属	氏 名
委員長	生涯学習課長	村上 誠
副委員長	学校教育課長	湯澤 知佐子
副委員長	南部コミュニティセンター館長	浅見 英一
委員	北小学校長	小池 賢一
委員	南小学校長	齊藤 裕徳
委員	榛東中学校長	石関 和夫
委員	しんとう幼稚園長	村上 由紀恵
委員	南部こども園長	飯塚 匡
委員	おはなしアイアイ代表	星野 幸枝
委員	くれよんぽけっと代表	小山 直美
委員	社会教育委員会議 議長	岩崎 誠

